文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費、いわゆる文通費が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、その月の在任日数が1日にもかかわらず同月分の満額となる100万円が支給されたことを発端に、会派に支給される立法事務費と併せ、社会通念上、理解に苦しむ議員特権ではないかとの声が国民から多く上がっています。

文通費については、国会法第38条の規定により、公の書類を発送し、及び公の性質を有する通信をなす等のため、全ての国会議員に毎月100万円が支給されていますが、法律上、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がありません。

枚方市議会においては、政務活動費について市民への説明責任を果たすべく、この 間議論を重ねて使途や運用に係る具体的基準を定め、適正かつ透明性の高い執行管理 を図っているところですが、国会においても、議員活動が納税者から納得されるもの となるために徹底して議論し、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性の担保 を図るべきです。

よって、国会は、早急に所要の法改正等により、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 文通費及び立法事務費の使途について基準を定め、枚方市議会の政務活動費と同様に、1円以上の領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出を 義務づけ、インターネット公開を責務とする規定を設けること。
- 2. 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁止する規定を設けること。
- 3. 文通費及び立法事務費の支出が支給額を下回り残金が発生した場合は返金することを義務とする規定を設けること。
- 4. 文通費及び立法事務費からの支出については、可能な限りデジタル記録を残せるよう努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月22日

枚方市議会議長 有 山 正 信

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長